

育児休業について

- 有期契約労働者の取得要件は、
 - ①同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること
 - ②子が1歳6か月に達するまでの間に、労働契約期間が満了し、かつ、労働契約の更新がないことが明らかでないこと、
としてはどうか

介護休業について

- 有期契約労働者の取得要件は、
 - ①同一の事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること
 - ②介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日から6か月を経過する日までの間に、労働契約期間が満了し、かつ、労働契約の更新がないことが明らかでないこと、
としてはどうか
- この場合、2回目以降の取得の場合であっても、介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日から6か月を経過する日としてはどうか

※現行法においても同様の制度となっている

- ・ 介護休業は要介護状態ごとに1回取得できるものであるが、「過去に介護休業をしたこと・・・がある場合においては、介護休業をすることができる残日数は93日より少ないこととなるが、その場合であっても「期間を定めて雇用される者」が介護休業の申出が可能か否かについては、介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日・・・から1年を経過する日までの間に労働契約の期間が満了し、かつ、当該労働契約の更新がないことが明らかであるか否かにより判断する」(解釈通達)

※育児休業においても、仮に子が8か月の時点で休業を終了するとしても、1歳時点と2歳時点を判断の基準としている